

福島第一原子力発電所における労働災害防止対策の
取組みについて

平成27年2月16日

東京電力株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

1. 工事間の連絡調整等の徹底

(1) 貴社内の連絡調整

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

貴社の工事主管部署が工事を発注する際には、現場の状況等について、設備管理部署と正確な情報を共有した上、必要な調整を実施すること。

また、工事を施工する元請事業者に対しては、工事主管部署と設備主管部署との調整結果に基づき、作業箇所における設備の稼働状況等安全管理に必要な情報を確実に伝えること。

発注部署（工事主管箇所）が工事を発注する際には、現場の状況等について関係部署（設備管理箇所等）と正確な情報を共有した上で、設備管理箇所が工事主管箇所に対して安全対策（処置）等の審査ならびに作業許可を行うことを徹底して参ります。

本ルールを運用することにより、工事主管箇所は安全対策（処置）等について説明責任を果たす必要が生じ、また設備管理箇所は設備状況やその範囲等を正確に伝える必要が生じることから、図面や現場で確認した結果等、必要な情報の共有・調整が図られることとなります。

なお、本ルールをプラント設備主体に適用していましたが、平成 26 年 9 月 30 日の感電災害を教訓として、適用範囲を新事務棟等を含むすべての供用設備に平成 27 年 3 月までに拡大することとしています。

工事主管箇所は、関係請負人（工事を施工する元請事業者）に対して、前述の運用により得られた作業箇所における設備の稼働状況等安全管理に必要な情報を確実に伝えると共に、その内容が確実に施工要領書等に反映されていることを確認致します。また、関係請負人が工事開始前に開催する事前検討会等に工事主管箇所が適宜出席し、安全管理に必要な情報や作業手順等が関係者全員に共有されていることを確認致します。なお、事前検討会に出席できなかった場合は、議事録等で事前検討会の実施状況を確認致します。

(2) 統括安全衛生管理義務者の指名等

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

同一エリア内で複数の元請事業者が工事を施工する場合には、労働安全衛生法第 30 条第 2 項に基づき貴社が統括安全衛生管理義務者を指名し、その者に作業間の連絡調整等労働安全衛生法に基づく措置を実施させること。

上記のうち、同一エリア内で貴社の複数の工事主管部署が発注する工事が行われている場合には、工事主管部署間の連絡調整を密に行い、統括安全衛生管理義務者に対して、調整結果を確実に伝達すること。

同一エリア内で複数の元請事業者が工事を施工する場合には、労働安全衛生法第 30 条第 2 項に基づき、当社発注部署は、統括安全衛生管理義務者（特定元方事業者）

を指名し、当社が主催する工程調整会議において統括安全衛生管理義務者に対して発注部署間の調整結果等を確実に伝達するとともに、作業エリアと時間の調整を実施させることにより、安全管理の徹底に努めて参ります。

また、統括安全衛生管理義務者は災害防止協議会を設置し、関連企業間の連絡調整や共通的安全施策の協働推進等、労働安全衛生法に基づく措置を実施しております。

なお、当社発注部署は、タンク設置作業に係わる複数の企業において統括管理ができるように、統括安全衛生管理義務者を指名しております。

(3) 関係請負人との情報共有

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

元請事業者が参集する安全推進協議会においては、貴社と元請事業者との間で認識を一にできるよう、上記(1)および(2)の内容のほか、貴社が実施する労働災害防止対策、安全パトロールの指摘事項等安全衛生に関する情報を詳細に説明すること。

また、これらの情報等については、各元請事業者に対し、すべての関係請負人に確実に伝達するよう指示徹底すること。

防災安全部署及び工事主管部署は、当社と元請事業者が参加する安全推進協議会において、元請事業者との間で共通認識が図られるよう、前述の1(1)及び(2)の内容に加え、人身災害の原因・再発防止対策、放射線管理対策、防火対策、パトロールの指摘事項等の安全衛生に関わる情報提供を行い、安全に関して相互に協力して取り組むことにより、労働災害発生防止に努めて参ります。

また、これらの情報等については、各元請事業者がすべての関係請負人に確実に伝達するよう指示・指導を行って参ります。

2. 元請事業者に対する指導助言

(1) 計画段階における指導助言

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

元請事業者の作業計画等について事前に確認し、必要な機材の手配、他の工事に係る工事工程の情報提供、線量管理のための線量測定結果の通知等の情報提供を行うほか、安全担当部署及び発注部署が有する安全衛生管理に係るノウハウに基づいた助言指導を行うこと。

また、必要に応じ発注者として管理する設備等について、労働災害防止や被ばく低減のための措置を講じること。

元請事業者の作業計画段階におきましては、工事施工要領書等に基づき、元請事業者および当社工事主管箇所にて必要に応じて検討した上で資機材等の手配を実施し

ておりますが、今後も詳細な作業内容を想定した上で資機材等の手配を協議して参ります。

工事主管箇所並びに当社関係部署（防災安全部署、放射線管理部署等）は、他の工事に係わる工事工程等の情報、人身災害の原因・再発防止対策、放射線管理対策、防火対策、パトロールの指摘事項等の安全衛生に関わる情報について、安全推進協議会や工程調整会議を通じて伝達する等、今後も継続して関係箇所との情報共有に努めて参ります。工事主管箇所は安全事前評価を開催し、更に元請事業者にて実施する事前検討会・TBM-KYなどに工事主管箇所が適宜参加し、過去の災害情報や運転経験情報の周知等を行うことにより、元請事業者に対する安全意識の向上にも努めて参ります。また、日常の工事管理に係るコミュニケーションを通じて元請事業者の安全意識の向上に努めて参ります。

また、今回の人身災害を受けて工事主管部署による安全点検を実施し、その結果に基づき設備の不安全箇所に対する改善を実施しておりますが、今後も継続してパトロール等により抽出された不安全箇所等につきましては、改善・情報共有に努めて参ります。

なお、当社放射線管理部署において、構内の空間線量に関して測定した結果を元請事業者も閲覧可能な電子掲示システムに掲示すると共に、放射線管理者連絡会においてもデータの掲示について周知しております。被ばく低減につきましては、敷地内の除染等による線量低減活動を今後も継続実施して参ります。

（２）現場巡視の強化

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

防災安全部署及び工事主管部署による現場巡視を強化し、安全設備の設置、運用状況や作業方法を確認した上で、労働災害防止のための必要な指導を行うこと。

発電所における現場巡視活動として、工事主管箇所における現場工事監理、工事主管箇所と元請事業者の合同パトロール、安全推進協議会パトロール等を継続的に実施して参ります。更に、原子力・立地本部長、CDO、発電所長が自ら現場パトロールを実施することに加え、平成27年2月より当社発電所幹部と元請事業者所長の合同パトロールを定期的に行うことにより、現場の安全確保に努めて参ります。

また、今回工事主管部署による安全点検を実施し、その結果に基づき設備の不安全箇所に対する改善を実施しておりますが、今後も継続してパトロール等により抽出された不安全箇所等につきましては、改善措置・情報共有に努めて参ります。

なお、更なる現場の安全確保のため、工事主管部署は、現場巡視の方法や頻度等について改善検討を継続的に進めているほか、現場が管理されていることを、エリア毎に責任を持って確認する当社エリアキーパーによるパトロールを今後も継続して実施し、工事主管箇所に対して是正処置を指示する等、現場管理の改善に努めて参ります。

(3) 新規入場者教育の指導援助

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

元請事業者が行う新規入場者教育において、作業経験の乏しい者に対しては、被ばく防護対策等廃炉作業に特有な事項に加えて、安全な作業のために必要な基本的事項を理解させる時間を設けるよう指導すること。

当社は、元請事業者が実施する新規入場者教育の支援として、企業協議会等を通じて放射線防護教育を実施しているほか、安全に関わる基礎的部分に関するテキストの作成・更新・配布等の活動を行っております。今後も、新規入場者教育の更なる充実に向けて、元請事業者と協力して検討・改善を進めて参ります。

また、人材育成部署において、現場での危険予知能力向上のため、体験型の教育訓練施設の設置について、当社内で検討を進めております。

3. 被ばく管理の徹底

《労基 0116 第 1 号の要請内容》

今後、原子炉建屋内やその周辺における高線量下での作業が予定されることから、労働者が受ける線量の低減化対策を一層進めるとともに、放射線業務に従事する労働者の被ばく管理に細心の注意を払うこと。

なお、上記 1 (1) 及び (2) の連絡調整においても、線量測定結果や被ばく低減措置等について確実に情報の共有を行うこと。

放射線管理部署は、多くの作業員が作業を行っているエリアから順次線量低減対策（伐採、表土除去、路盤・アスファルト舗装等）を行い、平成 27 年度末までに線量低減対策を行ったエリア（1～4 号機周辺を除く）の線量率が目標線量率（平均 5 μ Sv/h 以下）に達するように、敷地内の線量低減を進めております。また、目標線量率は、段階的に下げていき、更なる線量低減に取り組んで参ります。

また、工事管理部署は、作業の実施にあたり、事前に作業環境を把握したうえで適切な防護装備の着用を徹底し、放射線管理に万全を期すとともに、被ばく低減のため事前のモックアップ訓練（例えば、ロボットの持ち込みやロボットのケーブルに引き回しなどを低線量エリアで訓練）・低線量率エリアの活用（例えば、ボックスカルバート内での待機）などにより高線量率環境下での作業時間の短縮を図っております。また、1. (1) 及び (2) の連絡調整においても、線量測定結果や被ばく低減措置等について確実に情報の共有を行って参ります。

平成 26 年度下期から、作業直前では追加対策を講じることが困難な被ばく低減策（遠隔操作などへの作業工法の変更・遮へい設置・線源除去などの工学的対策）について、工事の計画段階で被ばく低減策を提案できるように、工事主管部署と放射線管

理部署が協調して被ばく低減策の最適化に向けたレビューを行っております。

今後とも、被ばく低減策を一層進めるために、工事主管部署と放射線管理部署が協働して、本運用の定着に取り組んで参ります。

放射線作業環境下で廃炉作業を推進するために、放射線管理部署においては、個人の線量限度を遵守する為に、法令を下回る値（法令100mSv/5年→80mSv/5年, 法令50mSv/年→40mSv/年）を定め、それを超えるか、または超える恐れのある場合は、放射線業務従事者の解除、若しくは今後の線量管理方法をきめ細やかに定めた「線量管理計画書」を立案させ、実施・管理することで、法令で定める線量限度を超えない様に管理して参ります。また、作業員の受ける総線量の増大を抑制するために、各作業においては、被ばく低減対策の実施が困難な中で合理的な放射線防護を如何に達成すべきかを計画・実践し、知見を積み重ねP D C Aを回しながら、線量低減を図って参ります。